

# 鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術 連携病院施設整備補助金の事務手続きについて

## 1. 交付申請提出 (事業を開始する30日前まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

## 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

## 3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、  
着手届の提出は必要ありません。」と入れてください。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

## 5. 実績報告書提出 (完了から20日以内又は 事業の交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日以内)

○下記提出先を郵送又は持参してください。

### ◎補助金の支払い

実績報告書提出後、県で書類審査を行い、補助金額を確定した後、  
補助金をお支払いします。